

ハッピーカード規約の改訂について(2019年4月1日改訂)

現金および電子マネー利用限定ハッピーカード規約に第13条(団体提携ハッピーカードの特約)の追加、およびハッピーカードポイント規約第5条(ポイントの利用)の一部変更と下線のとおり条文を追加し改訂いたします。

現金および電子マネー利用限定ハッピーカード規約

第13条(団体提携ハッピーカードの特約)

- 1.団体提携ハッピーカード(以下「カード」という)は、当社が指定する団体(以下「団体」という)に属する方にカードを発行するものです。
- 2.会員とは団体に属する方およびその配偶者が本規約を同意のうえ、当社に入会の申込をされ当社が承認した方を会員といたします。
- 3.カードについては第12条までの規定に加えて本特約を適用いたします。両規定が重複する場合は本特約を優先いたします。
- 4.会員が団体を脱退した場合、その時点でカードの会員資格を喪失し、ただちにカードを当社に返却しなければならないものといたします。

ハッピーカードポイント規約

第5条(ポイントの利用)

ポイントは500点になると500点のお買物券としてレジにて自動発券するものとします。お買物券は500点未満でも発券(カウンター、またはカウンターに準ずるレジにて)できます。発券したお買物券は、次回以降のお買物から利用できるものとします。現金との引換えはできません。お買物券をご利用の際、お買物券記載の額面を代金の一部として利用下さい。お釣りはできません。紛失しても再発行はできません。
以下の品目等は、ご利用いただけません。
宝くじ、印紙、切手、官製はがき、商品券類、各種ギフト券、その他当社が指定する商品やサービス等

株式会社天満屋ストア
〒700-8502 岡山市北区岡町13番16号